

全朝弓馬要覽

全朝弓馬要覽

内閣文庫	
番號	和 24749
冊數	5 ( 4 )
函號	154 205

内閣文庫		和書
架	冊	號
五	四	二
四	七	四
一	五	九



大坪本流馭馬要覽

卷之上 軍文庫

序

而<sup>い</sup>玉乃<sup>た</sup>視<sup>た</sup>之<sup>を</sup>向<sup>む</sup>ひ筆<sup>を</sup>とりて<sup>て</sup>於<sup>こ</sup>の<sup>り</sup>に  
 色<sup>を</sup>いぬれ家<sup>を</sup>奉<sup>を</sup>の<sup>り</sup>林<sup>を</sup>如<sup>を</sup>法<sup>を</sup>乃<sup>を</sup>叙<sup>を</sup>る<sup>を</sup>此<sup>を</sup>如<sup>を</sup>る<sup>を</sup>  
 予<sup>を</sup>と<sup>を</sup>ひ出<sup>を</sup>て終<sup>を</sup>て其<sup>を</sup>事<sup>を</sup>を<sup>を</sup>西<sup>を</sup>代<sup>を</sup>出<sup>を</sup>集<sup>を</sup>て  
 見<sup>を</sup>生<sup>を</sup>け<sup>を</sup>弓<sup>を</sup>馬<sup>を</sup>此<sup>を</sup>道<sup>を</sup>を<sup>を</sup>倭<sup>を</sup>り<sup>を</sup>に<sup>を</sup>か<sup>を</sup>く<sup>を</sup>冬  
 有<sup>を</sup>か<sup>を</sup>く<sup>を</sup>冬<sup>を</sup>か<sup>を</sup>り<sup>を</sup>冬<sup>を</sup>か<sup>を</sup>り<sup>を</sup>冬<sup>を</sup>か<sup>を</sup>り<sup>を</sup>冬<sup>を</sup>か<sup>を</sup>り<sup>を</sup>  
 武<sup>を</sup>士<sup>を</sup>の<sup>を</sup>家<sup>を</sup>お<sup>を</sup>し<sup>を</sup>れ<sup>を</sup>て<sup>を</sup>

馭馬 上

弓馬と云く道とはとれよの予り学文  
 ことふ事しと此家業とゆふせんうら  
 かり弓も紙珍く書物ときしと武と忘  
 て其事紙為人と我回と珍く人の回紙業  
 とれふむとさきとかり其弓もるるハツの  
 かしくありと流瀉る牛追物ハ的校  
 物附とと九も授笠懸草床将余曇目是紙  
 騎射八道とはりふかり又競るといハ紙乃と

年旧弓き術予りと賀茂伊弉乃反執切  
 来より皇を神文此競る冬酒と小目  
 此國紙治め悪魔降伏天下守令此伊弉  
 務小並ふとへん大内小昔そ又月も育  
 け業ありと事礼經本紀延喜式も  
 及ふゆれ今そとるるり謙倉伊代表  
 云い道と伊弉わりとこと東鑑も  
 今又武乃るありかた伊代小の

雲乃虎乃風氏待均乃心地して  
 大君北沙德より乞うたて其徒二七  
 六百人小及仰りき進は家小侍へ其後古  
 實乃あくと又馬大元師の賀に寄せて  
 ひく此人の海志とせり何と云ふ  
 從是末川るは弓馬の乃此い千き筋も  
 こと終由と此道ふより仰れ厚く支  
 里奥といへたもの冬其長三寸に短り

如きは既と川と小向く龍門乃海と  
 龍小きんとか小志あるといふなり  
 千人乃境此賀と執り仰りて其後  
 一七孫陽伯樂乃如く二千五百の徒に  
 いふらん小公也ひく身小いさるき乃  
 阿甲其後折る色朝あ夕か其後ひ仰り  
 去年の秋遊之門弟小至り心地人  
 古さと真しき終ると仰りて其後

此わきのふ叙馬要法<sup>くわん</sup>中<sup>ちゆう</sup>號<sup>ごう</sup>也<sup>なり</sup>  
のこし侍<sup>とんべ</sup>にものおんり

東武

叙馬大元師

斎藤定易自叙

大坪本流叙馬要法<sup>くわん</sup>卷之上

目錄

古實常叙<sup>こじつじょうき</sup>

一六合被策之事<sup>くわにむのひのせり</sup>

一叙馬法策<sup>きよまのほり</sup>よ三段之禮<sup>さんだんののれい</sup>之事

一前乘<sup>まへり</sup>之事

古實軍叙

一打物態<sup>うちものたて</sup>之事

叙馬

上

目

太刀討

討刀

首搔刀

野太刀

長刀

一手鋒態之事

組討態之事

芝扱系之事

附白馬六曲之事

飭馬

唐鞍鳴和寫之事

綾羅錦繡之事

曲馬

日本曲馬之事

朝鮮曲馬之事

大坪本流馭馬要覽卷之上

東武

馭馬大元師

齊藤定易集編

古實常馭

本江宅右下  
ある場同前

一大元師策と取く沙牟林小びうひ六合後

して祝詞とわけまゝと懸田麻鶴八幡此三林

と拜して策と腰小細糸よりけ六合後乃

策是神道三種之太後とむと一き無

策あり馭馬法乃人前此者下乘ハ

大元師進おほのつとむとく大歳おほととし神かみみひらふとく祝詞いのちとて先まづの所ところふむにけり

○前まへ乘のり

かほる傷 角南園寛 水 毫宏下場枚系幸高 學堂

といふと天あまる御みことよ

已出いだしをけし事ことなり比ひ乃の三返さんげん池いけ七返しちげん系けい納なつめ

比ひ乃の二返にげん都つ合あひ十二返じふにげん予より隅ぐもを三

返げん陽やう予より廻まわるとへ陽やうふ向むかひて騎かき上あがり

陽やうみひらひて下か乘のりすけとの予より口くち傳つた

又また予よ法はふを僕へん予よ司し馬ま法はふ朝あさ鮮せん予よ理り予よ司し

予より共とも又また馬ま法はふと亦また友とも定さだ業わざ勤つとむるあり

先まづ策さくと丸まるく腰こしようと玉たま女むすめ小こ向むかひ

騎かき上あがりとて策さくと右みぎ小こ糸いとと六む合あひ後ご乃の策さく式しき

打うく祝いのち詞ことばとわけ儀ぎ式しき乃のとく十二返じふにげん比ひ

月つき數かず隅ぐも乃の方かた圓まると糸いと予より策さくよ三返さんげん乃の

比ひと左ひだり初はつめを策さく式しき右みぎ比ひ係けい小こ予より騎かき上あがり

て右みぎ乃の腕うで予よりけけ乃の比ひ乃の小こ糸いと乃の左ひだり

比ひ腕うで予よりもて左ひだりの係けいと細こまかく予より下か乘のり





又馬



馬馬

九

七

三才抄ふじふてしほしきそり

古實軍馭

又る法

秋友定兼

吉八郎

對又

丸義隣

佐助

對又

村井猶久

忠治

對又

增原定勝

幸十郎

打物態之事

歩兵合太刀三箇之戰

内甲戰

爪身戰

高股戰

歩兵合討刀三箇之戰

魚鱗

飛鳥

鶴翼

歩兵合長刀七箇之戰

太刀相長石

水車

披手

雜手

虎乱入

懸込手

左儀波

右儀波

野太刀五箇之戰

五箇之細事也 故爰ニ畧ス

手鋒態之事

手鋒ニ太刀三箇之戰

手鋒ニ長刀三箇之戰

手鋒ニ尖鑓三箇之戰

組討態之事

小手誥

柄折

實盛附

芝執系之事

芝執系を芝に反るる執系かきし 執系は縁

より芝野をせけしへて以て執系を

こひふくく芝執系は古人の名付し

なり定業の執系を縁は跡部執系とい

芝執系なり跡部縁之節といひ人將

して夜に入隙系乃中紙海りきり打

く蝦蟇小遊進しは時了共執系を同

て緩弓と射取らるる乃ゆへに御部  
 執事と名付たるは此人を騎射の  
 達人なり西約法所乃流と及てその  
 乃功を人々に在り古き騎射の書  
 に其名見たりなり人なり  
 下立や以て古傳ふは六曲とて其  
 ありき定業の下立を前下後下なり  
 然場ありき下とて前より敵來るは

後へ下立なり扱はるる考來をてあへ下  
 立なり其事と勸はれ事なり

古實餅馬

唐鞍鳴和響

唐鞍

唐鞍

雲珠 既総

鼻皮

杏花

杏

葉 八子鈴

銀面尾袋

方金

唐鞍綾羅錦繡

唐鞍

唐鞍

銜轡

龍髮

龍毛総

鼻皮

拵轡

胸総



又

上



馬

上

馬具 十一

錦繡 後饒とも

御者馳驅一参

新友定兼 右八郎  
堀に弘道 保久右

唐鞆の勝しと鳴和響後新錦繡の勝  
是和漢ともにかりたりなりとも  
御膳抄 後陽成院乃御製末此記  
おとろくきり詩母太平天子長久日又  
逸雲車駕六龍と鳴和響  
此勝りなり又和鞆乃勝りあり移鞆

此勝あり御軍家隨身共杖牛車馬料  
のり寮此勝を御前より御前と御前  
乃後と後と御前と其勝小七口鞆  
此勝あり六本成る料といひて將軍家  
及び之を御前しては成る此勝なりと  
なり

日本出馬 兼人村井猶久 忠治

盤立

飛越

関貫通

馬具

十一

壹橋

下藤

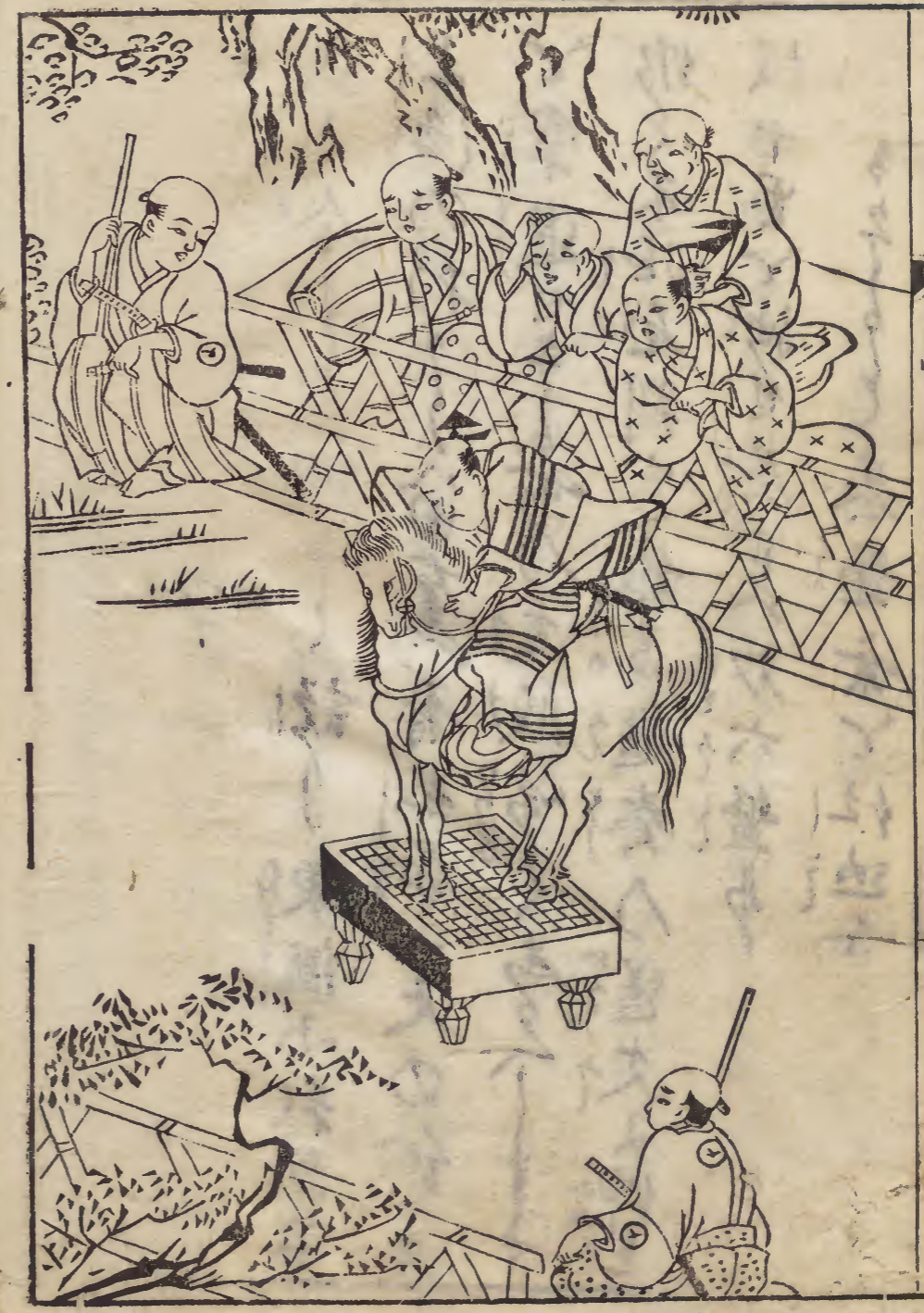
水車

日本曲るを對の影ひよわん武術乃  
 引くそり古來細る此教より細島と  
 つひて凡俗の如くさぶゆへよ曲ると凡  
 びくろと曲る委曲乃二字ありて精撰の  
 叙りの別當流軍叙の書寫教之卷に  
 之教へ引く換はすひらふよれせり  
 比乃弛翔をる乃生徳也細る小為とゆへ

教引せし終て版くく漢又良る日本に  
 細るそり述以を其術とよれ人か  
 式と令しと細ると詠り東鑑小教類云  
 上洛の折く八田右衛門尉知家一丈の細る  
 と牽進せきも亦乃文版味くもるへま  
 仍く不臣屋判官能る進奏乃送文よ伸  
 は千里と弛せ屈其六盤巾と立ねへ  
 と書きくると基盤宗と仕込くれゆへあり



又馬



馬

上

十



盤立坊らるるを組討乃打柄るよく  
 中に居るもの也小松み業せく河氷  
 後と小舟もく居立りり是亦乃徳と  
 しく盤立を仕也事也外ハツの曲わを  
 皆或用乃為小業事り右此理差て  
 押くよる

朝鮮曲馬

田代忠一孫久

馬上立

馬上倒立

馬上横卧

馬醫上仰卧

朝鮮曲るを教と次して其人ふを  
 歎して身抱るると教へてゆく仕也時  
 是朝鮮人小むしく業事  
 ると立を立一参かりる上倒立ハさる  
 一参かりる上横卧を横業一参る醫  
 上仰卧を一参國貫通しかり天知子  
 中ニ小吳順伯ニ桂子延ニいもく代ニ日ニ

来りてく世ると来るといと朝鮮の海を  
仕ぬく者なりといふなり平素より  
以其と業とて呉順伯と桂子延も人  
なりとの為而をたゆへきとくわと思ひ  
く其傳りふく御して日かきとあり  
や道と八曲の内六曲を朝鮮人より  
さりたり是故に色あり秋徳も其事  
と兼て伝人より見せく日かみくと叙

すは事と知くめありなりとく北とも  
ありて或用のたをけよとありて術か  
は及兼く益あり益ありとありハハ  
ゆてきありて其事も常不達者あり  
次く及びる死事なりかの色切と  
く歎くしかかれありて兼て其事  
とありてありかあり術あり我つとあり  
てよくあり

*[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]*

大坪本流馭馬要法卷之中

競馬目錄

競馬監觴之事

競馬に其品あり事

神事競馬此事

大内競馬乃事

競馬進出して百術のあり事

競馬為馬の法式乃事

勝負擲乃事

侍結杖此事

標下の木乃事

見定人お立此事

策振童子乃事

日記役乃事

呼報役乃事

合証報役此事

男女の儀乃事

高声乃事

競馬結番此事

附 中なる場務員乃事  
定下なる場務員乃事

乗人出立乃事

出場式乃事

馬

中

三

淡路の馬  
淡路の馬  
淡路の馬  
淡路の馬  
淡路の馬

大倅本流駁馬要覽

東武

駁馬大元師

秋藤定易集編

源倉沙代競馬

競る流編るの女御古代乃道予り禮網  
本記又月乃大内ありて競る并小流編  
ると執り好ひを於沙事冬五月乃乃  
秋南水の西星流星氏牽く陳とゆれ外  
天ゆく武成乃天皇是下後ひ流編

又馬

中

三

小生伝述めて武<sup>ぶ</sup>と<sup>おろ</sup>ひ<sup>たま</sup>ひ<sup>く</sup>く<sup>し</sup>武<sup>ぶ</sup>  
太平乃<sup>な</sup>平<sup>ら</sup>なり<sup>は</sup>代<sup>た</sup>の<sup>よ</sup>君<sup>きみ</sup>武<sup>ぶ</sup>お<sup>ろ</sup>ん<sup>し</sup>あ<sup>ふ</sup>  
屋<sup>や</sup>く<sup>ん</sup>其<sup>その</sup>武<sup>ぶ</sup>術<sup>じゆつ</sup>を<sup>り</sup>競<sup>あ</sup>る<sup>は</sup>流<sup>りゅう</sup>漓<sup>り</sup>る<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>漢<sup>かん</sup>小  
と八月五日競<sup>あ</sup>る<sup>は</sup>瓜<sup>か</sup>栗<sup>り</sup>や<sup>は</sup>荆<sup>しやう</sup>楚<sup>そ</sup>歲<sup>さい</sup>時<sup>じ</sup>紀<sup>き</sup>丹  
か<sup>なり</sup>然<sup>しか</sup>も<sup>は</sup>漢<sup>かん</sup>と<sup>は</sup>以<sup>も</sup>て<sup>は</sup>倭<sup>やまと</sup>小<sup>こ</sup>男<sup>おとこ</sup>ひ<sup>と</sup>は<sup>は</sup>なり<sup>て</sup>  
を<sup>り</sup>右<sup>みぎ</sup>小<sup>こ</sup>説<sup>せつ</sup>於<sup>お</sup>古<sup>こ</sup>實<sup>じつ</sup>なり<sup>は</sup>和<sup>わ</sup>漢<sup>かん</sup>附<sup>ぶ</sup>合<sup>ごう</sup>を<sup>り</sup>  
術<sup>じゆつ</sup>なり<sup>は</sup>天<sup>てん</sup>乃<sup>な</sup>の<sup>は</sup>教<sup>きやう</sup>と<sup>は</sup>為<sup>な</sup>り<sup>は</sup>神<sup>しん</sup>なり<sup>は</sup>神<sup>しん</sup>乃<sup>な</sup>道<sup>だう</sup>  
と<sup>は</sup>為<sup>な</sup>り<sup>は</sup>天<sup>てん</sup>道<sup>だう</sup>なり<sup>は</sup>神<sup>しん</sup>心<sup>しん</sup>なり<sup>は</sup>發<sup>はつ</sup>する<sup>は</sup>術<sup>じゆつ</sup>なり<sup>は</sup>

ゆへ<sup>は</sup>賀<sup>か</sup>茂<sup>も</sup>皇<sup>かう</sup>太<sup>たい</sup>神<sup>しん</sup>文<sup>ぶん</sup>よ<sup>は</sup>為<sup>な</sup>り<sup>は</sup>事<sup>じ</sup>なり<sup>は</sup>事<sup>じ</sup>なり<sup>は</sup>異<sup>い</sup>  
國<sup>こく</sup>乃<sup>な</sup>乃<sup>な</sup>瓜<sup>か</sup>栗<sup>り</sup>ひ<sup>と</sup>を<sup>り</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>  
競<sup>あ</sup>る<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>其<sup>その</sup>品<sup>しん</sup>あり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>事<sup>じ</sup>なり<sup>は</sup>賀<sup>か</sup>茂<sup>も</sup>皇<sup>かう</sup>  
太<sup>たい</sup>神<sup>しん</sup>文<sup>ぶん</sup>の<sup>は</sup>競<sup>あ</sup>馬<sup>ば</sup>あり<sup>は</sup>大<sup>だい</sup>内<sup>ない</sup>小<sup>せう</sup>執<sup>しやく</sup>乃<sup>な</sup>を<sup>り</sup>競<sup>あ</sup>  
る<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>武<sup>ぶ</sup>家<sup>け</sup>小<sup>せう</sup>を<sup>り</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>  
鼻<sup>はな</sup>善<sup>ぜん</sup>ひ<sup>と</sup>に<sup>は</sup>競<sup>あ</sup>る<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>競<sup>あ</sup>る<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>  
訓<sup>くん</sup>なり<sup>は</sup>時<sup>じ</sup>と<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>  
あり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>なり<sup>は</sup>

又馬

中

四

質茂競ると大川乃競るをわへてかりき  
 予しやいへとも曾太神文の競るは天  
 あり標下と勝負乃本といひ友人赤也と  
 又乃出立つり警固の人申曹と名を家  
 子七倉ん返しこめ此傳あり赤也を反乃  
 方さる久文也を右乃方さる予記り海  
 神書よ赤をさるたやより是をさる  
 予記しよあり是故よ赤碧米此方ハ神

此方小かそくへ是碧米を悪魔乃方に  
 予してわくそくそりつらそくそくそく  
 予競るそくそくそくつらそくそくそく  
 予心  
 持乃うらうつゆ約の持ら負を  
 兼り人そん兼此うらうつ  
 以訓と神の競る乃事そりといひ  
 大川乃競るは式よはまびらふそり  
 又馬  
 五

庭ノ軍籍として其下に大將  
彈正兵部兵庫部右馬次右大舍人  
氏正首尾右小舎人等と競ふに今奉  
たる氏先と爲せば翌年右馬次先と爲  
せり官人のお立を今此繪書より甲  
曾米小絵書より甲曾と爲せば其より繪  
取方へは源と爲すなり其を條乃古文  
にあらくみれば

競る此馬を逆さぬ小絵書より甲曾也  
馬と用ゆべきに親王家儀云郷  
此方よりくるぬわく競る乃馬ハ出  
事なりと其るよと集めて是抄ひと云  
とのと書するなり見定人平本乃信と云  
逆さて分て其位のもとするに合と云  
其是抄ひよとづとく尚且小出子人の  
事なりと負ふ不唯と云事なり

又馬

中

六





叙馬

中

二



馬

中

二

競り進出ししては百こ乃術ありと有る文  
みと見へゆれなりいしへ兼元二日  
吉小六月舎の又番乃兼鹿小久は遠依  
伯西文と結着定然遠を強力ふしと  
るも上より人男なりと必文を小男ふ  
て無かれふなり必と必文員えんと人  
么へり遠と必定務ぬしと必ひい  
近く前み立より必文進ても遠と引

馬

中

七

高と遠落さふ圓文がる乃七寸と積  
て居へんとも必文るれ切なれまなり  
なれとも綱と拾器と押あしと車首紙  
打と走せより遠響と持かへる鹿居小  
例六圓文の馬響やと弦折しと花引と  
中判官親信る場乃事氏と儀しとる  
共郎等小志九郎とら者折令と必  
文の平首み抱解く根髪と押高を

馬

中

八

あつりきりて回文揚て策と揚ききりて  
勝小乃久主上殿感わりて深二願と語り  
夕に予りかゝりて競る業かゝりて百郷  
ありやいむれとけ事予り人へ  
競る為馬乃法と揚負揚ありて落る  
とれをる揚かゆりて番ひ少とあり見  
定人揚策と揚れふき人及く業ゆへ  
し揚さく落るれ時を落るの方負る小

准とれ予りてさるん右乃落馬の時を流  
に予りてゆれあり

競る揚負揚乃中四回四向ふかり屋形に  
ゆり也幕とゆりて揚の内よは呼教合  
証教と置事予り

揚乃内の床餅を置多置輕置瓶子  
と揚れり也  
地法を串のきりて地際より上四尺横

に萩とゆく一通結事なり  
標下を賀茂乃競る此中よを相なり  
祿秘あり鎌倉時代の標下々又傳あり  
て用は事

見定人が立を友ふりて習末あり徳  
余市代を多分は直垂以着なり  
いなり烏帽不然一小刀拵策小末廣  
扇子と拵法なり

策振の童子並前小刀拵為化粧  
髪とを銀乃も元結ありて策小末廣扇子  
丸座へ拵なり式人ともふか立甲なり  
まさた書あり右書あり鞆を策此法陽  
の鞆なり其振りに習ひあり  
日記の段乃人か立素袍長袴に侍烏帽  
子然小刀小末廣ありと拵なり申結番  
代拵なり河を杖系紙を杖小出記と事



又馬

中



馬馬

中

中

あつたえれとと素人又摺の時を紙と繕  
てととととと  
呼鼓乃設出立素袍長袴の烏帽子よ小刀末  
廣扇子と拍子りも呼鼓のおやうに  
又後の時ひあり  
合証鼓の設か立も呼鼓の設く同おなり  
呼鼓小鼓ひく合証鼓と合と事二鼓の  
習ひあり

男女此飾るの設を童幼此設なり十二歳  
より十五歳までと月也角と云われと  
前後あはれと此を用ひて一紙一きなり  
る飾を原總乃印の鹿熊と月也此るを  
と總と深たつか七寸付を此と月也へ  
童子出立と水子に指貫童子烏帽子然  
末廣あひきと拍子り女此童子と花傘と  
唐紙靴して水子知乃袴着く末廣

又馬

子と侍より競る色くを候人ともは素  
 連くるは鼻と并て地乃之也此七五匹の  
 地乃二返却人十二返年月乃返と乘之口傳  
 男女の筋る乘おさむれと呼鼓乃設幕と  
 下しく鼓と打り其鼓小中も傳あり  
 高声此鼓を侍扱へお立小乗袍小袴小刀  
 揃く烏帽子懸して搦下に跨居て見定  
 人の侍よりく之務と其持とを場とて

法人ふとくを候設より其人を南へお  
 一人を少おへて之のふ歩いて主人乃姓  
 名と呼りて

後鎌倉競馬結番 いんげん 本はる場勝負 しんじゆ

一番 いっばん  
 左儲勝 ひのりかち  
 右 みぎ  
 女藤藤原定兼 おんなとうとうらののさきとみ  
 南部源 なんぶ  
 久義 ひさよし  
 吉八郎 きちやちろう  
 次之進 つぎのしん

馬馬

井井

地三

二番

右 持

日根野源弘恒

忠信

二番

右 勝流

角南平 國寛

主木

二番

右 儲勝

黒田藤原 有道

内藏

二番

右 儲勝

日野源 正脩

小三郎

見定人

奴馬大元師

新藤藤原定易

主税

策振童子

赤坂松村

堀江九十郎

呼鼓

兩宮藤原 政高

仲右衛門

合証鼓

堀江藤原 弘道

保大郎

男女鎗馬

前田左衛門 直文 改助

紀書

前田藤原 兼忠

源金造

奴馬

井井

地三





又馬

一五



馬

四

多声 しめこい

二人

享保十三年申九月十八日

移鎌倉競馬結番 毛定下る場勝負

一番 左 儲勝 りくち 右

二番 左 追勝 おくら 右

赤藤藤原定兼 あかとうとうらのさとし 若八郎 わかやち

丸菅原義憐 まるすげのりょう 孫助 まごすけ

前田藤原直全 まへだとうげんちくぜん 辰助 たつすけ

村井源 猶久 むらいげん ながひさ 忠治 ちゅうぢ

三番 左 持 もち 右

四番 左 追勝 おくら 右

天野藤原忠衆 あまのとうげんちゅうしゅう 甲之助 かぎのすけ

南部源 久義 なんぶげん ながよし 源之進 げんゆき

日野源 正脩 ひのげん まさあきら 小三郎 こさぶら

五番 左 儲勝 りくち 右

近藤藤原壽俊 こんどうとうげんじゆん 半助 はんすけ

六番 左 追勝 おくら 右

近藤藤原壽俊 こんどうとうげんじゆん 半助 はんすけ

村井源 猶久 むらいげん ながひさ 忠治 ちゅうぢ

七番

左 追勝  
右

前田藤原直主  
粕谷藤原義武

九郎  
仙助

見定人

又馬大元師

齊藤藤原定易

主税

策振童子

母蒸松村  
堀江九十郎

呼鼓

武笠佐伯辰處

民部

合証鼓

堀江藤原弘道

源又右

男女侍馬

お田庄六郎  
西久改助

紀書

秋原源

重高

源又左

高声

二人

享保十三年申十月十九日

素人の出立は侍爲帽子等して令紗の  
類小女令紋紗乃上衣淺黄指貫尾緒  
然るも小刀根竹の策と身寄にけりて

腰にうけて呼鼓よびつづふもひて素もとむとなり

競馬出場

文ぶん巻まき乃なり役やく料りょう紙し祝いと文ぶん巻まきに居ゐて目め録ろく  
にわけて持もちおけたなり主しゅ目め録ろく乃なり役やく  
一ひと名な隔へくく歩あむむ外ぐへ一ひと名な策さく振しん乃なり童どう子こ  
日記にっぴの役やく一ひと名な隔へくく二ふた名な小せうつつなりゆ  
へ一ひと名な副ふのの約やく二ふた人にん押お績しんてり毎まい日記にっぴ  
此こ役やく攝さつよよむむり文ぶん巻まきと文ぶん紙し一ひと名な正しょう面めんよよ向むかふ

策振乃童子色日記乃上じやう策さく乃なり策さくと右  
に並ならて正しょう面めんよよ向むかふへ一ひと名な見み定ぢやう人にんを度ど一  
名ひとと見てる道みちを歩あむ公こうにになり錯さく  
馬うま此こ童どう子こ見み定ぢやう人にんと一ひと名な隔へてり  
へ一ひと名な勿な論ろん二ふた行ぎやう舟ふねははり童どう子こ  
と呼鼓よびつづの役やく合がっ証しやう鼓こ乃なり役やくと一ひと名な隔へて二  
行ぎやう舟ふねををり歩あむ一ひと名な声こゑ此こも一ひと名な隔へて  
二ふた行ぎやう舟ふねををり歩あむ一ひと名な見み定ぢやう人にん標めい下げ

印り祿拜して祝詞とあそび其の臺  
み及ひ右の役人とかく踏居るもの  
予より見定人槽より印り正面小むらひ  
度と見定人呼鼓乃人尊と窺ひ見定人  
俵成りとき其時呼鼓とより衆人鼓と  
歩てる道より馬と衆かゝり先槽より向ひ  
と一礼して其無場とほ還して馬道  
よりおてお侍丹屯と見定人より暫あり

呼鼓と打えゆる其時一番乃衆人三歩  
にづあり衆出—こめとけ七返—  
と衆予より見定人其七返—と見と呼  
鼓と打えゆる呼鼓と歩て右の衆人  
る乃印成り人槽と窺見定人るれと  
あしひきると見と衆とあし衆人衆と  
合は初声とわけと馬成りとをほほく  
此衆人かゝり一番小准して衆てあしをふ

馬

一七

へし標下あめしに前まへへむりむりされ大搦おほよびよび  
 策さくとあけをを見定人みまじと見定人みまじと見定人みまじと見定人みまじ  
 と合あと合あと合あと合あと合あと合あと合あと合あ  
 振ふの童子こども策さくと振ふるるなりなりなりなりなりなりなりなりなりなり  
 鼓こと合あと合あと合あと合あと合あと合あと合あと合あ  
 分わて辨わたれ人ひとの姓名せいめいと呼よぶよぶよぶよぶよぶよぶよぶよぶよ  
 末すえくく此こゝ結むす者ものまままままままままままままままま

馬馬

冊九

大坪本流馭馬要法卷之下

草鹿目録

- 草鹿くさか巡めぐ觴さかづきの事
- 山林さんりん三さん口くち餅もちの事
- 草鹿くさか揆しら見みの事
- 草鹿くさか小こ月つき花はな弓ゆみの事
- 拾しゅう決けつの事
- 矢や漏ぼ篋かの事

馭馬

角總つとむ乃事

緩ゆる笠かさ此こゝ事

射いもしおら米こめの事

乃ひ勝か乃事

策か乃事

麻あ振ふる乃事 附つけ串くわ此こゝ事

麻あ釣つ繩じゆ此こゝ事

馬ま具ぐの事

麻あ熟じゆく乃事

日記にじ及あかか場ばの事

日記にじ及あ所ところ乃事 座ざ乃事 附つけ麻あ繩じゆ此こゝの事

檢けん見み乃事

繩じゆ乃事

移うつ漁り余あ乃事 代しろ草くさ麻あ射いもし組くみ本ほん乃事

後あと室むろ乃事 代しろ草くさ麻あ射いもし組くみ本ほん乃事

場ば乃事

馬鳥

同移篠倉沖代草蓆射の組あまのりを  
 下る場あまのりは  
 日記中付あまのりに  
 矢いかり彈たま乃のり  
 濟射いかり玄たま葉のりの事

大坪本流馭馬要覽卷之下

東武

馭馬大元師

芥藤定易集編

草鹿

草蓆あまのりをあまのり篠倉あまのり右大將あまのり於朝あまのり公富士あまのりの將倉あまのり  
 とかさあまのりんあまのりうあまのりたあまのりめあまのりふあまのりまあまのりけあまのり相あまのり換あまのり山あまのりとあまのり物あまのり  
 射あまのりをあまのり席あまのり氏あまのり濃あまのり射あまのり換あまのり  
 其あまのり日あまのり羽あまのり々あまのりとあまのり飲あまのりんあまのりてあまのり申あまのり於あまのり矢あまのり  
 とあまのりありあまのりをあまのりりあまのりとあまのり朝あまのり公あまのりとあまのり然あまのりとあまのり津あまのりらんあまのり

馭馬

下

二



ありて下に色庄司の事工友庄司  
光重甲之郎季隆彼是以上三士と云  
是は初めあり皆答く當時弓馬乃達人  
冬三浦介義澄より彼り父義昭上総介  
廣常ハ勅紙往く下野國那波野の妖流  
と將して上洛し御感ふありける事と乃  
指余切如ふあり彼等とめては初め  
し之れ初と實りと思ふく彼是又人と云

され其故と作合らば評定して麻小  
わづら夫毎乃麻とるとの疏と考へ弓矢  
と外して打見雨大概十一杖乃中此夫多  
以是草麻の法と云然も十一杖と云ハ  
止らされ麻あるゆへ十一杖と略して  
九杖小定め草と云く麻と作り弓矢  
一と云東鑑小建久三年八月廿日三浦  
比企能元等乃武士と云これ評定小

又馬

中くは務負ありを統と坪屋の物  
うらみは弓杖を相今よあさうひて  
射する事や見へり是と草麻此  
監觴とはと統よのなり  
山林三日餅と大山祇神と拜する事  
すりの草麻と初く真切とる時を  
三日餅と俵へまてまらる事なり赤色  
此餅白文の餅黒を此餅なりこまは

三也一爰乃餅といふなり其儀法を  
山を帝の爲と事なりを統と檢見其  
役も准しくと事と勤心統なりし事  
三日喰此法式あり鎌倉河代乾釣云の  
あ君萬歩君初く将余乃節乾釣云  
大友ん道お監とん屯甲と節奉隆と若君  
此を射士とて要みおうめゆを介  
踏る士とんかかきとめなるは



東鑑わつまうより久しゆに踏ふみする士の業わざより傳つたあり  
る君きみ一ひと乃すなは麻あし三さんけり乃すなは中なかよりありと  
あそくしきに辨わぶく代しろぬんて麻あし  
何なにと家いえ別わか麻あし留とどりたれと朝あさ公こうありぬ  
やんぬと傳つたふひをねにあまの小こ甲か牌はい夫つま  
口くち解かいと歌うたと其解そのかい三さん色いろなり三さん口くち論ろん法ぽう  
式しきあり初はつめの一日いちにちを氣き光こう中なか此こゝ二ふた口くち季き際さい  
終おわり乃すなは三さん口くちを若わ我われ祐すけ信しんより祐すけ信しんハ氣き光こう

季き際さいの法ぽう母はは似にせくを三さん口くちの公こう三さん口くちに  
かわくは其真まこととありきと伝つたありぬ  
しき三さん口くち解かい母はは古ふる事ことより其真まことありぬ  
也なり見みハなり  
麻あしハは草くさとゆくゆりなり鑑かん念ねん法ぽう  
代しろと室むろ町まち家いえ代しろと麻あし乃すなは極ごくなり其真まこと  
あり鑑かん念ねん法ぽう代しろと麻あしと若わく信しんなりと  
く草くさを傳つたりて其格かくとありぬ

又馬

下

二

中乃里も形一是故不捨見とあり  
に矢中より射し矢声とあり此と麻  
の動と見く日記又中と射きり  
室町家ふりては麻と生れ麻のお  
とく作りて矢あり此星ありゆに  
いけさ乃不中とあり中矢あり  
ゆに捨見と用きり事あり捨見と其  
家ありありと後と勤る紀事也武田

小笠原乃騎射乃書くと捨見と射  
にありとて其家と勤るいへ  
小笠原家は小笠原信濃守小笠原  
前守同佐お次郎同民部お次武田乃家  
武田大膳お次大坪家とては細川右衛門  
孫久朝日因幡守佐と本加賀守入乃多賀  
老後守忠ふいありとて大坪流の門人  
なり是は友と親定易本は屯岩

西馬場乃草麻換見を勤ふる事あり  
弓を八張弓の内相位弓と引れり  
猶生とと室町家の末より忠乃教へ  
とも用きれ事あり 友秋を繪本此  
弓と執冬春を白五張執といふり  
相位弓にわんしてとくしうとる  
○拾次を家この法あり 諸乃留やうの秘  
事也古き書しと 武士此軍よおひく

度どふ拾次と然る氏吉例ととれとの  
ケりとも説く  
矢と滴と露みいそれまくと物と  
よりておわり  
角総を古きおれ地より弓を即ひ  
とり然れとのより大乃時を弓を既  
るも既無れ也  
○笠を緩笠と古来市目笠ととく 賤界

又馬

下

し

此よりそは是の松乃也其是と  
廉およひ是無不用也其より  
是小女上衣石帯鹿柄の勝是等  
の勝乃下少女小袴とくも也  
行勝を扱われ事なり秋二毛ハ本式  
なり夏毛の行勝ハ行勝と律事ハ前  
河邊切手に習ひあり是行勝鹿豹乃  
勝水豹竹豹乃行勝あり別合乃行勝と

廉乃白毛とお小なりと事々まは陰行  
勝あり老人をくふはにりり行  
勝といなり  
策を根竹の策と月夜事なり腕費  
此はと腕并袴くじとびをたし  
かとは此結びふして緒の末次素の子  
じとひふゆれものなり  
廉を春秋よりく作り松小習は





あり半を木少く振るなり是然の終  
と及意ひ麻をさうゆくに打然半六  
せうれ事なり

麻約繩と赤繩と青繩と二丈乃内と行  
此物も此才小月と知るへ

る具を敷て定於はき富士の巻新  
の書也と毛く此馬は何鞍おわくとれ  
おれと此を定於法形と云く是凡物軍

家乃前近後近乃る小月於七日鞍と  
用捨おれ事なり

草麻お場

麻然乃役人三人之内一人を切者  
予れと月於事なり其人を烏帽子  
系絶袴亦二人を纏ふ袴斗着て  
振乃男四人或人と半と拍おれ又二人ハ  
麻と拍へおれなり

日記の役侍烏帽子小素袍袴と恙一  
廣わき持く小素袍恙々其男に文  
意前小抄也又小素袍着る者二人  
連静小歩も日記更へ其於なり

日記し者其可所く其れと居く  
恒之者二人小素袍小袴着る者比乃  
杖と突二均も歩く其のい方左右  
休魚一

検見日記乃役所して正ま面小歩  
之れと居くる場へ馬と乗出り其れ  
い方ふるは巾あく帷ありと峰小廉垣の  
者出く苔主付検見廉と其か小掛反  
其れと向小廉垣し者苔主付野分乃廉に  
掛てい沙二見あとしと其の云と其の  
て検見るは静小抄と其の廉と乗出  
掛するは棟と居く野分の廉と掛する

と云て日記所乃右方田又乃降く屯す  
 於也其屯と云く弓を仰業物と交  
 りり候この射を乃面く業出と云り  
 日記不此おまゝいりては行皆の礼と  
 用へ一業返と射麻みじみて業引  
 と云て毎り射り屯と云り弓を  
 郎と押乃射を馬場の心小屯して  
 捨見と云ふ捨見策と腰より捨て腕小

掛子射を小見候見く夫と毒ひる  
 と静み物と也射を一毎り射る時捨  
 見居替りては右乃夫所候吟味と云  
 操差繩を一扱み然れり業ハ用捨  
 わへ一室町家の書よ業を所所振る  
 らくは然る事なりと常人  
 是法英里系此打更を志く人として  
 射乃書みとかり知を遣也と云





馬

下

不



馬

下



丸菅原まろすげの 義隣よしのり 左助

前田藤原 直主あたけの 左助

村井源 猶久 忠治

堀江藤原 弘道ひろみち 源太

近藤藤原 壽俊ひさしげ 半助

日記前田藤原兼忠かねちか 源太

享保十三戊申 歲十月十九日

移室町家御代草席射手七組 屯宿下馬場

弓太郎 前藤藤原定兼 吉八郎

近射士 鳥居平 忠寧 主計

前田藤原 直主あたけの 左助

村井源 猶久 忠治

堀江藤原 弘道ひろみち 源太

丸菅原 義隣よしのり 左助

押 近藤藤原 壽俊 半助

檢見 前藤藤原定易 主税

又馬

下

二下

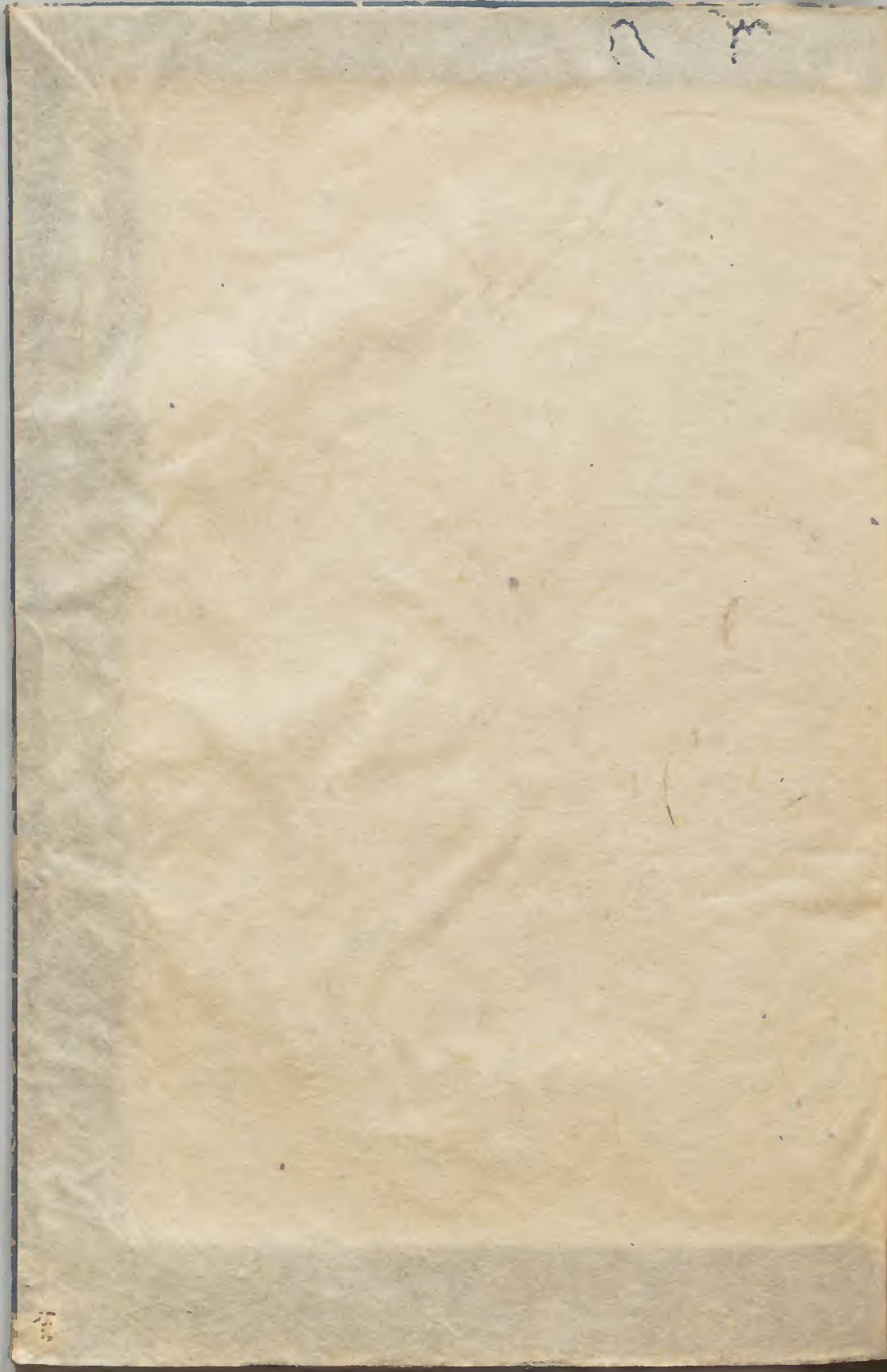




古実と云てのみる事之を草麻小  
弓太郎押近射士乃るの立所ハ古来  
より貴族乃所なり大乃時甲乙此言  
判然然に上下乃立所とて何哉其  
日乃貴族の立所と云ふ一是存一揆  
見録英をすれ事なり口傳  
草麻と唱へ草麻也よる智ひあり  
八魔的ハ的の智ひの言と云。然といひ

よりて唱へると是とてついでよとに  
智ひの事なりかりそありと弓馬  
ふはつてを業といふ不云との事古来  
より其法其傳の事と云ふ一





馬  
三

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is written in a cursive style and is mostly illegible due to fading and the texture of the paper. Some faint characters are visible, including what appears to be '馬' (horse) and '三' (three).

